新国立劇場（不当労働行為）事件高裁判決について

代々木総合法律事務所・弁護士　松本恵美子

新国立劇場（不当労働行為）事件とは

新国立劇場（不当労働行為）事件とは①新国立劇場の合唱団員であり、日本音楽家ユニオン（以下、ユニオン）の会員の八重樫節子さんが、〇三年二月に行われた次期シーズンの契約の際に行われる試聴会で不合格とされ、新国立劇場運営財団（以下、財団）との契約をうち切られたこと②財団がユニオンによる八重樫さんの契約内容に関する〇三年三月四日付、団交申し入れを拒否したことが不当労働行為にあたるかが争われている事件です。

これまでの経緯

ユニオンは、ア．財団が八重樫さんへの不合格通知を撤回し、契約メンバーとして就労させること、イ．財団がユニオンの〇三年三月四日付、団交申し入れを拒否しないこと、ウ．陳謝文の手交・掲示を命ずる救済命令を求めて、〇三年五月、東京都労働委員会に申し立てました。

財団は、合唱団員が労働組合法の労働者ではないと主張しましたが、同委員会は合唱団員を労組法上の労働者であるとし、②については不当労働行為と認め、イ．ウ．について救済命令を出しました。

残念ながら、①についての不当労働行為は認められず、八重樫さんを新国立劇場の舞台に戻すことはできませんでした。

ユニオン、財団の双方が再審査を申し立てましたが、中労委は双方の再審査申立てを棄却しました。（都労委の命令が維持されたことになります。）

そこで、双方が再審査申立棄却命令の取消を求め、国（処分行政庁：中労委）を被告とする行政訴訟を東京地方裁判所に提起しました。

ところが、東京地裁は昨年七月三十一日、財団の主張を全面的に肯定し、合唱団員は労組法上の労働者ではないとし、イ．ウ．の救済命令を取り消す不当な判決を下しました。

入り口で切り捨てられたので、八重樫さんの不合格が不当労働行為にあたるか否かは、検討すらされませんでした。

国もユニオンも、共に東京高裁に控訴しました。ユニオンは、憲法二十八条で団体交渉権が保障されている意味、労働組合制度が設けられている趣旨から、合唱団員が労組法上の労働者であること、①②ともに不当労働行為であることを丁寧に論じました。

東京高裁判決について

ところが、本年三月二十五日、東京高裁は、合唱団員が労働組合法上の労働者ではないと述べ、東京地裁判決を下しました。

東京高裁判決は、東京地裁判決の内容を補強し、不当性をさらに強めるものでしたので、ここでは、東京地裁判決も合わせて説明します。

東京地裁判決は、労組法上の労働者か否かは、「法的な指揮命令、支配監督関係の有無により判断すべき」と述べています。そして、「最初に、基本契約を締結した場合、同契約に基づく労務ないし業務の提供に関し諾否の自由がないのかどうか」を検討するとし、合唱団員が、期間一年の出演基本契約（基本契約）とオペラの演目毎の個別公演出演契約という二種類の契約を財団との間で交わしていることから、「基本契約を締結しただけでは、個別公演に出演する法的義務はなく」個別公演出演について諾否の自由があると認定しました。

そして「個別公演に出演しない限り」「指揮監督を現実に受けることはな」く「基本契約だけでは」「指揮監督を受けることはない」ので、「契約メンバーが財団との間で基本契約を締結したことによって、労務ないし業務の処分について財団から指揮命令、支配監督を受ける関係になっているとは認められず」、労組法上の労働者に当たるとはいえないと述べました。

ここでは、個別公演に出演しているときの合唱団員が労組法上の労働者にあたるか否かについて、若干の曖昧さを残していました。

これに対し、東京高裁は「契約メンバーが個別公演出演契約を締結してひとたび当該オペラ公演に参加することとした場合においては、オペラ公演のもつ集団的舞台芸術性に由来する諸制約が課せられるということ以外には、法的な指揮命令ないし支配監督関係の成立を差し挟む余地はない以上、契約メンバーには個別公演出演契約を締結するかどうかの自由すなわち公演ごとの労務提供の諾否の自由があることをも併せ考えれば、契約メンバーが労働組合法上の労働者であるとはいい難い」と述べ、個別公演出演中の合唱団員についても、合唱団員は労働者ではないと明確に述べたのです。

東京地裁は「個別公演に出演しない限り」「指揮監督を現実に受けることはな」くと述べましたが、東京高裁は、そこで受ける指揮監督は、オペラ公演のもつ集団的舞台芸術性に由来する制約であり、法的な指揮命令ないし支配監督関係ではないというのです。

この論理がまかり通るなら、オペラの合唱団員だけでなく、演劇人、舞台芸術家ら、オーケストラ楽団員、さらにはプロ野球の選手らによる組合の団体交渉権も奪われかねません。

このほか、東京地裁・東京高裁とも、諾否の自由ありとの認定にあたり、実態を無視し、契約書の文言も極めて不自然な解釈をしています。この点からも、労働者ではないとの結論が先にあったとの感が否めません。

東京地裁・東京高裁は、労組法上の労働者かどうかを「法的な指揮命令、支配監督関係の有無」によって判断していますが、これでは、労組法上の労働者と労働基準法上の労働者の違いがなくなってしまいます。

団体交渉権が憲法二十八条で保障される人権であることや、労働者の団結により経済的に劣位に置かれる者の地位を引き上げて労働条件の対等決定を促そうとする労働組合制度の趣旨からすれば「自ら労務を供給し、その対償としての報酬を支払われる者で、独立事業者でない者」であれば労組法上の労働者と判断すべきです。

東京高裁判決は、放送局のオーケストラ楽団員の労組法上の労働者性を認めた最高裁判決にも違反する不当な判決です。また、世界的に芸能実演家の労働者性が認められている中で、極めて異常な判決です。

フリーランスや非正規雇用で働く人々が増えている現在、この判決は絶対に覆さなければならないものです。

東京高裁判決報告集会
不可解な判決に怒り

三月二十五日、東京高等裁判所八〇八号法廷において、新国立劇場運営財団の不当労働行為をめぐる二つの行政訴訟控訴審の判決が言い渡された。

判決の主文は、各控訴を棄却する、というものであった。

少なくとも、最高裁で勝利した判例が二つもある団交拒否の不当労働行為については、勝利するのではないかという期待は、見事に裏切られた。

判決を受けて午後二時半より、虎ノ門ビジネスセンターで判決報告集会が開かれた。

集会は、新国立劇場合唱団員解雇事件対策委員会の安西康高事務局長の司会で進められ、弁護団による判決の解説から始まった。

まず、古川景一弁護士から判決内容について解説があった。

特に、オペラの舞台の上にいる人の中には、誰一人として労働者はいないという前提で読まないと理解できない不可解な判決文に、参加者は怒りをあらわにした。

次いで今村幸次郎弁護士、松本恵美子弁護士からも、それぞれ解説をしていただいた。

続いて、音楽ユニオンの篠原猛代表運営委員は「今回の判決を受けて、目から鱗が落ちた。今後は、歯をむき出しにして闘う決意です。今後とも、ご支援をよろしくお願い致します。」と挨拶した。

次に、傍聴支援に来てくれた各団体の代表と共に闘う各争議団から、力強い連帯と支援の挨拶をいただいた。

（関東地本　安並克磨）

判決の解説をする弁護団

新国立劇場合唱団員解雇事件

高裁（不当労働行為）判決に対する声明

日本音楽家ユニオン（以下「ユニオン」）に対する財団法人新国立劇場運営財団（「以下「財団」）の不当労働行為の有無が争われている不当労働行為救済命令取消請求事件について、東京高等裁判所第15民事部（藤村啓裁判長）は、3月25日、合唱団員の労働組合法上の労働者性を否定した東京地方裁判所の不当判決（平成20年7月31日付）を維持する不当判決を下した。

新国立劇場の合唱団員である八重樫節子氏（ユニオン会員）が財団との契約を2003年に打ち切られた本事件では、①財団がユニオンからの団交申し入れに応じなかったことが団交拒否に該当するか（労組法7条2号）、②八重樫氏との契約を打ち切ったことがユニオン会員ゆえの不利益取扱・支配介入にあたるか（労組法7条1号・3号）が争われてきた。

都労委、中労委は、共に、合唱団員の労組法上の労働者性を肯定し、①につき不当労働行為であると認め、②につき否定していた。そこで、ユニオンは②について、財団は①について、双方が中労委命令の一部取り消しを求めて東京地裁に提訴した。

ところが、東京地裁民事19部（中西茂裁判長）は、財団の主張を全面的に肯定し、ユニオンの団体交渉権を全面的に否定した。すなわち、合唱団員が年間230日間も時間的拘束を受け、その労務提供に対応して約300万円の報酬の支払を受けていたという労働実態を無視して、合唱団員の労組法上の労働者性を否定した。これは、労働者の団結により経済的に劣位に置かれる者の地位を引き上げて労働条件の対等決定を促そうとする労働組合制度の趣旨を理解していないものであり、これまでの裁判例などに反し、憲法の保障する団体交渉権を正面から否定する極めて不当な判決であった。

本日、東京高裁は、「契約メンバーの歌唱技能という債務の提供はオペラ公演における各メンバーの持ち場（合唱団におけるパート等）が自ずと決まっており、被控訴人が契約メンバーの労働力を事業目的の下に配置利用する裁量の余地があるとは考えられないところである。そして、既に説示のとおり、契約メンバーが個別公演出演契約を締結してひとたび当該オペラ公演に参加することとした場合においては、オペラ公演のもつ集団的舞台芸術性に由来する諸制約が課せられるということ以外には、法的な指揮命令ないし支配監督関係の成立を差し挟む余地はない」として、合唱団員の労組法上の労働者性を再び否定した。放送局のオーケストラ楽団員の労組法上の労働者性を認めた最高裁判決（最高裁（第一小）昭和51年5月6日判決）にも反する。世界的に見ても芸能実演家（音楽家・演劇人・舞台芸術家など）の労働者性が認められている中で異常な判決である。国際音楽家連盟（FIM)も、「すべての実演家は、その雇用や契約の種類を問わず、組合を組織し（団結権）、労働組合に代表される権利を有している」ことを日本政府に承認するよう求めている。東京高裁判決は、フリーランスや非正規雇用の労働者が労働組合に結集して労働条件を対等に決定するという憲法で保障されている権利を奪うものであり、私たちは強く抗議する。

私たちは、労働者の権利を奪う東京高裁の不当判決に屈することなく、直ちに最高裁に上告し、八重樫氏が新国立劇場の合唱団員に戻るまで全力を尽くすことをここに宣言する。

2009年3月25日
日本音楽家ユニオン
新国立劇場合唱団員事件弁護団